

十五世紀江南デルタの済農倉をめぐる資料について

森 正 夫

目 次

はじめに

一 済農倉条約

二 済農倉記

三 南直隸巡撫周忱の上奏と蘇州府知府况鍾の伝記

四 正徳・嘉靖年間を中心に書かれた資料

むすびにかえて

はじめに

14世紀の30年代前半、明朝の南直隸巡撫周忱らによって、中国の江南デルタに設置された済農倉については、かつて1965年の拙稿「十五世紀前半太湖周辺地帯における国家と農民」⁽¹⁾及び1988年の拙著『明代江南土地制度の研究』⁽²⁾で、兩次にわたって、言及したことがある。本稿は、その補遺としての性格をもつ。

『明代江南土地制度の研究』（以下、前著と略称）では、その第三章「十五世紀前半における江南官田の再編成」・第五節「明朝国家による税糧徴収制度の総合的改革」において、第7項に「救済倉庫の設立——済農倉の設置——」を置いた。その要点は、以下のようである。

1. 宣徳7年（1432）以来、巡撫南直隸・総督税糧周忱は、江南デルタ官田地帯のうち、南直隸に属する蘇州・松江・常州の三府において、それぞれの知府をつとめる况鍾・趙豫・莫愚と協力し、済農倉と名付けられる農民救済用の倉庫の設立を推進した。宣徳9年（1434）1月、周忱は正式にその設立を上奏して宣宗の認可を得た。

2. 周忱と三府の知府は次の方法で、済農倉の備蓄（ファンド）、すなわち貸出用米穀を準備した。官庫に蓄積されていた鈔（紙幣）による平糶（公正な価格による買付け）。富戸への醸出の勧告。税糧の附加部分としての加耗の割当方法の定率化と水次倉設置で徴収方法を一括化したこととによる余剰の蓄積。三府から長江の上流南京まで輸送し南京で交付されていた北京在住の武官の俸禄用米穀を、三府現地における交付に変更することによって造成された余剰の

蓄積。

3. 国家の税糧納入にあたる当地方の農民、すなわち納糧戸としての農民の中では、自己の家族労働力で農業経営に従事する小経営農民が大きな比重を占めた。彼らは、もっとも集中的に労働力の投入を必要とする毎年春夏の時期に糧食を欠き、高利による債務を負うことを余儀なくされ、その返還と税糧の納入のため、収穫の大部分を費消し、再び高利による債務を負い、その結果として、納糧戸の逃亡、税糧徴収額の減少が顕著となりつつあった。債権者は、「官豪の家」、「兼併の家」と呼ばれる大戸であった。ちなみに、納糧戸の中で、この大戸と対照的に社会的経済的地位の低い部分は、小戸と呼ばれた。小経営農民は小戸の基本部分を構成していた。

4. 従来、明朝によって、全国的に設置されていた救済倉庫としての預備倉においては、救済の対象者が、不時の自然災害及びそれを契機とする米価騰貴により困難に直面した者に限定されていた。しかしながら、済農倉においては、救済の対象者を上述した毎年春夏の時期の糧食欠乏をはじめ、この地方で日常的に起こり得るさまざまな困難に直面した者へと拡大・発展させた。

5. 宣徳9年(1434)1月の周忱による上奏が宣宗によって認可された後の各県の済農倉においては、周忱自身によって運営のための規定が作成された。この規定によれば、倉庫と帳簿とは、県の地方官と民間の代表により倉庫と帳簿が管理されること、春夏の端境期に米が貸与され、収穫後の冬に無利子で返還させることとされた。春夏端境期の糧食欠如者がもっとも主要な貸与対象者であったが、税糧輸送中に損失を蒙った者、及び水利工事の際の糧食欠如者も対象者とされた。ただし、自然災害時における被災者も救済の対象者であった。

6. 済農倉は、地域社会に小経営農民を定着させ、その再生産の条件を保障する役割をもち、そこには納糧戸としての小経営農民を国家が直接的に把握するという企図が存在した。宣徳8年(1433)以後、正統年間(1436-1449)において、蘇州府・松江府・常州府からの国家による税糧徴収が安定的に行われたことは、この間、上記の企図が実現していたことを示す。このことは、同時に、納糧戸の中で、この地方の広大な官田を自から所有し、その税糧を自ら国家に直接納入する小経営農民、すなわち小戸の大宗を占める彼らが当地方の農民層の中でなお大きな比重を占めていたことを物語る。

済農倉に関する前著の以上の認識は、その基礎となった1965年の拙稿「十五世紀前半太湖周辺地帯における国家と農民」の関係部分の見解と同様に、十五世紀前半、明朝の行った江南官田再編成のため政策、すなわち、下記の七つの柱をもつ明朝による税糧徴収制度の総合的改革の一翼を担うものとして済農倉を位置付ける作業の過程で生み出されたものであった。

I 官田毎畝の税糧徴収額削減

II 抛荒遺棄田地における税糧徴収の回復と里甲組織の再整備——綜核田糧制の実施——

- III 税糧遠距離輸送労働制度の改革——兌運法の制定——
- IV 附加税糧負担の定額・定率化——加耗例＝均徴加耗法の実施——
- V 税糧の一部分の銀と棉布による代納化——折徴例の実施——
- VI 税糧の徴収・発送及びその管理用倉庫の設立——水次倉の設置——
- VII 救済倉庫の設立——済農倉の設置——

上記の要点6で記した、地域社会に小経営農民を定着させ、その再生産の条件を保障するという済農倉の役割、そこに窺われる納糧戸としての小経営農民を直接的に把握しようとする明朝国家の企図は、IからVIに至る他の政策にも共通するものである。また、IIIの兌運法によってIVの加耗例が可能になり、IVの加耗例の効果がVの折徴例で促進され、Iの毎畝徴収率削減とIIの綜核田糧制及びIVの加耗例で確保された税糧とその附加負担部分がVIの水次倉で着実に保管され、その余剰がVIIに蓄積されてそのファンドとなる。このように、総合的改革における七つの政策は相互に緊密に関連しており、済農倉の設置だけが孤立的に実施されたものではない。

このように、済農倉は、前著までに獲得した筆者の認識においては、15世紀前半の江南デルタにおける南直隸巡撫周忱の改革の一構成要素として位置付けられていた。そして、前著では、済農倉設置に至る過程、済農倉のファンドの来源と使途、済農倉の役割などについては、『周文襄公年譜』記載の同時代資料によって、基本的に実証することができた。ちなみに、『周文襄公年譜』は、明の天順2年(1458)の吉安府儒学教授鄭綱の「序」、松江府華亭県の人、南京礼部尚書をつとめて致仕した顧清の「重刻序」を有し、清の光緒15年(1889)、常州府武進県の人陸鼎翰の「校補後序」の付された線装本である⁽³⁾。

しかしながら、前著までの筆者の作業には、なお、いくつかの問題点が遺されていた。第一は、済農倉を運営するにあたって周忱が制定したとされる規定——済農倉条約そのものを使用するに至っていなかったことである。第二は、作業が、済農倉に関する専論としてなされていなかったため、関連する主要な資料の原文を提示した上で読者に行論を点検していただくことができなかったことである。第三に、すでに述べたように、従来は、周忱の改革の一構成要素として、いわば共時的に、済農倉を取り上げてきた。このため、それを明代中国における、あるいは宋代以後の中国における救済倉庫の系譜の中に、いわば通時的に、済農倉を位置付け、その農民経営の再生産と地域社会あるいは国家との関連を論じるには至らなかったことである。第三の点のうち、明代については、戦後、1950年代に星斌夫がつとに発表した「預備倉の復興について」及び星の関連する研究⁽⁴⁾が参照されねばならない。なお、清水泰次には預備倉と済農倉についての1922年の作品がある⁽⁵⁾。また、宋代以後については、1992年、戸田裕司の「救荒・荒政研究と宋代在地社会への視角」⁽⁶⁾が発表されている。

以下、本稿では、第一及び第二の点、すなわち、前著までの作業についての、実証的な補足を行うため、筆者が失検を犯していた弘治元年(1488)刊『呉江県志』所収になる周忱の済農

倉条約、及び多くの既使用のものをも含む済農倉に関する主要な資料の原文を、種類別に提示し、標点を施し、それぞれの特徴や問題点に簡単な説明を加えて、読者に提供する。また、これらの説明とも関連させながら、上記先行研究に即して、済農倉に関する共時的問題点や通時の位置付けにも若干の言及をする。これらの内容から成る本稿は研究ノートとしての性格をもつ。

一 済農倉条約

『弘治呉江県志』(*) 卷4・官宇

* 弘治元年(1488)刊

済農倉在北門内。宣徳五年、巡撫周文襄公、陸続儲米三十八萬二百二十九石、以備賑濟。正統十三年、重建官庁二所八間、軒四間、城隍行祠三所、廩屋五連七十二間、門道三座、書房三間、籌房三間、井亭二座、周圍有墻。

周文襄公済農倉条約

〔1〕

- 一。毎歳秋成之際、將商税等項課鈔及盤点過庫藏布疋、照依時價收糶。
- 一。年豊米賤之時、各里中中人戸、毎戸量与勸借一石、上戸不拘石数、願出折価者、官收糶米上倉。
- 一。粮長・粮頭・収運人戸、秋粮送納之外、若有附余加耗、俱仰送倉。
- 一。粮里人等、有犯遲錯闕毀等項、情輕、照依赦書、量情責罰者、臨時罰米上倉。

〔2〕

- 一。毎青黄不接・車水救禾之時、人民缺食、驗口賑借、秋成抵斗還官。
- 一。修蓋倉口・打造白粮船隻、於積出附余米内支給。買辦免科物料於民、所支米数、秋成不還。
- 一。孤貧無倚之人、保勘是実、賑給食用、秋成不還。
- 一。人戸起運遠倉粮米、中途遭風失盜、及抵倉納欠者、驗数借与送納、秋成抵斗還官。
- 一。開濬河道・修築圩岸・人夫乏食者、量支食用、秋成不還。

〔3〕

- 一。府県及該倉、毎年各置文卷一宗、俱自当年九月初一日起、至次年八月三十日止、將一年旧管・新収・開除・实在数目、明白結算、立案附卷。仍將一年人戸原借該還粮米、分豁已還未還總数、立案附於下年卷首、以馮查取。
- 一。府県各置廩經簿一扇・循環簿一扇、毎月三十日、該倉具手本、明白註銷。

「済農倉条約」は、〔1〕～〔3〕の数字で表示したように、内容上、三つの部分に分かれ

ている。〔1〕は、済農倉に、貸出用現物米穀を蓄積する方法に関する部分である。〔2〕は、済農倉に蓄積された現物米穀を貸出す対象に関する部分である。〔3〕は、済農倉を管理する方法に関する部分である。〔1〕・〔2〕・〔3〕のそれぞれの主旨は、前著の中で、以下に言及する二-I、II、及びIII、三-I及びIII、四-IIなどに依拠して提示し、上述の要点2、4及び5に整理したところである。しかしながら、二・三・四はいずれも、済農倉設置に至る過程・済農倉の備蓄の来源と使途・済農倉の役割などについて第三者がしたためた、いわば二次的な性格をもつ資料であり、これらに比べて、「済農倉条約」は、当事者である周忱が制定したとされる(二-I・III)一次的な資料である。また、いくつかの新たな事実も明らかとなる。

〔1〕について。

(1)「時価による収糶」、すなわち、市場価格による米穀買い付けのために使用される官庫蓄積の貨幣としての鈔が「商税等の項の課鈔」であることが初めて明らかになった。また、平糶のためには、ほかに貨幣相当の物品としての「盤点過せる庫蔵の布疋」、つまり検査済みの棉布が使用されることも明らかになった。後の棉布には、前期の周忱の総合的改革の中の折徴例によって徴収されたものを含むかもしれない。

(2)豊作で米価が下落した時に「勸借」、すなわち、官が納糧戸に勧告して官へ貸し出させる、実際上は返還なしで醸出させる際には、各里で1戸につき1石とする。このうち上戸に属し、1戸1石の標準以上に、現物米穀ではなく、貨幣によって代替醸出する申請をした者には、その申請を認め、官でその貨幣を用いて米穀を購入し、倉に入れる。「勸借」の具体的方法もここで初めて明らかにされた。

「借」の字には、本来、現代日本語の「貸す」・「借りる」の二つの意味があるが、「済農倉条約」における「借」の字は、「貸す」の意味で用いられている。

各里の「里」は、110戸を基準に編成されているところの「里甲制」における「里」だと理解される。問題は、「各里中中人戸」の部分である。『弘治吳江県志』の原文は「各里中〃人戸」となっており、最初の「中」の字のあとに繰り返しを示す「〃」が付されている。後年の乾隆12年(1747)刊『吳江県志』(以下、『乾隆吳江県志』と略称)巻45・積貯に再録されている同じ「済農倉条約」においては、当該箇所は繰り返し記号を使わず、「各里中中人戸」となっている。

もし、二つの「中」の字のうちの一つが衍字であるとする、「各里中の人戸」となり、「各里を構成する戸」の意味をもつ。すなわち、すべての戸が1石を醸出することになる。また、「中」の字を二つとも生かすと、「各里中の中人戸」となり、「各里における中戸」の意味をもつ。すなわち、各里の戸のうち、中戸が1石を醸出することとなる。

本稿では、「中」の字の内の一つは衍字とみなし、上記の説明をした。

(3)「秋粮送納の外、若し附余の加耗有らば、俱に仰せて倉に送らしむ」とあり、税糧の付

加負担部分である「加耗」の余剰米を済農倉に入れる措置が改めて確認できる。また、「粮里」、すなわち糧長・里長が「遅錯・闕殴」⁽⁷⁾などの犯罪を犯し、情状酌量を受けた場合に納入すべき「罰米」を入れることも規定されている。後者は、従来使用した資料にはなかった点である。

〔2〕について

済農倉に蓄積された現物米穀を貸出す対象に関するこの部分では、まず、「青黄接^{つな}がらず、車水もて禾を救うの時、人民缺食すれば」とあるように、春夏の端境期における糧食欠乏者がまず第一に挙げられており、従来からの認識が裏付けられる。税糧を遠距離にある倉庫へ船で輸送・納入する場合の事故による欠損に対する補填、水利工事における糧食欠乏者についても、同じく従来の認識が裏付けられる。また、このうち、端境期、税糧輸送の二つの場合の返済が、「秋成に斗に抵(あて)て官に還せしむ」(「抵斗還官」)とある。収穫期に借用した額のみ、利子なしで返還させるというものであり、ここでも、従来の認識が裏付けられる。ちなみに、B-Iによれば、返済に関する部分は、「秋成には止だ敷の如く官に還せしむ」とある。このように、〔2〕によって、済農倉の救済倉庫としての特質が改めて論証されたのである。

しかしながら、〔2〕について、留意したいのは、以上三つの貸与の場合のいずれにも「下戸」、「中戸」などという階層指定がないことである。さらに〔2〕について興味深いのは、第一に、税糧の納入以外に里甲組織を通じて賦課されていた正役・雑役の一環としての軍需用物資をはじめとするさまざまな貨幣・物品の無償提供の負担⁽⁸⁾が、済農倉の余剰米からの支出によって代替することが規定されている点である。すなわち、「倉厩を修蓋し、白粮の船隻を打造するには、積出せる附余米内に於いて支給し、買辦は、物料を民に科すことを免ず」とされている。第二に「孤貧にして倚る無き人は、保勤して是れ実ならば、食用賑給す」とあるように、社会的弱者に対する救済も実施されていることである。そして、これらの場合には、水利工事における糧食欠乏者に対する貸与の場合と同様、「秋成にも還させず」とあり、糧食は貸与ではなく、無償の給付とされていることである。

〔3〕について

済農倉は、蘇州・松江・常州三府所属の各県ごとに設けられた。ここで蘇州府呉江県の済農倉が、同県城の「北門内に在り」とされているのはその一例である。これらの各県済農倉を管理する担当者については、「済農倉条約」はまったく触れていない。したがって、資料二-Iに見られるように、「県官の廉公にして威有ると民の賢なる者とを択びて、其の賑籍を掌さどらしめ、其の出納を司らしめた」という事情は、ここからは確認できない。しかしながら、済農倉に備蓄された米穀の運用について、各府当局・各県当局・各倉がそれぞれが行うべき帳簿管理については、この〔III〕の二つの項において具体的に規定がなされている。

最初の項では、まず、毎年9月1日から次年の8月30日までを1年度として、「旧管・新収・開除・実在」、すなわち、繰越・収入・支出・在庫の決算を行って、府・県・倉の帳簿に記

入すること、さらに、濟農倉の「粮米」を借用した戸の返還すべき額について、返還済の額と未返還額とを区別して記入し、次年度の帳簿の冒頭に附載することが規定されている。

続く項では、府・県に、「厥経簿」と「循環簿」とがそれぞれ1通ずつ置かれるとされる。この二つの帳簿の内容の詳細は不明であるが、毎月30日に、各倉から「手本」と呼ばれる一種の報告書を出して“抹消”の印をつける（「註銷」）と述べられていることから、各倉の備蓄米穀の変動を1ヶ月ごとに記入するものとみなされる。

二 濟農倉記

二-I 王直の長洲県濟農倉記

『周文襄公年譜』

長洲県濟農倉、在婁門内・東城下。明宣德間、巡撫侍郎周忱建。

王直記。

君子之為政也、既必有以養其民矣。則必思建長久之利、使得其養於無窮。蓋仁之所施、不可有間也。

蘇之田賦、視天下諸郡為最重、而松江・常州次焉。然豈独地之腴哉。要皆以農力致之。其賦既重、而又困於有力之豪。於是農始弊矣。蓋其用力勞而家則貧、耕耘之際、非有養不能也。故必拳債於富家、而陪納其息、幸而有収、私債先迫取足、而後及官租、農之得食者蓋鮮、則又假貸以為生、卒至於傾產業、鬻男女。由是往往棄耒耜、游手為末作、田利減、租賦虧矣。

宣德五年、太守况侯始至、問民疾苦、而深以為憂。會行在工部侍郎周公、奉命巡撫至蘇州。况侯白其事。公惻然、思有以濟之、而公廩無厚儲、志勿克就。

〔宣德〕七年秋、蘇及松江・常州皆稔。周公方謀預備。適朝廷命下、許以官鈔平糶。及勸借儲備、以待賑恤。及与况侯及松江太守趙侯豫・常州太守莫侯愚、協謀而力行之。蘇州得米二十九万石、分貯於六県。名其倉曰濟農倉。蓋曰、農者天下之本、是倉專為賑農之設也。

明年江南夏旱、米價翔貴、有詔令賑恤、而蘇州飢民四十余万户、凡一百三十余万口、尽斃所儲、不足贍、田里多餒殍者、周公復思広為之備。

先是、各府秋糧当輸者、糧長里胥、皆厚取於民、而不即輸之官、逋負者累歲。公欲尽革其弊以惠民。是年立法、於水次置場、招人總収而發運焉。細民竟自送場、不入里胥之手、視旧所内、減三之一。

而三府当運糧一百万石、貯南京倉、以為北京軍職月俸、計其耗費、每用六斗致一石。公曰、彼能於南京受俸、独不可於此受乎。若請於此給之、既免勞民、且省耗費米六十万石、以入濟農倉、民無患矣、衆皆難之、而况侯以為善、力贊其決、請於朝、從之。

而蘇州省米四十余万石、益以各場積貯之贏及前所儲、凡六十九万石有奇。公曰、是不独濟農飢、凡糧之遠運有所失及負欠者、亦於此取借陪納、秋成止如數還官。若民夫修圩岸濬河道有乏

食者、皆計口給之。如是則免拳僂以利兼并之家，農民無失所者，田畝治賦稅足矣。

是冬朝京師，以其事咨戶部，具以聞。上然其計。於是，下蘇州，充庠六県之倉，以貯焉。捩県官之廉公有威与民之賢者，掌其賑籍，司其出納。每以春夏之交散之，先下戸，次中戸。斂則必於冬而足。

凡其条約，皆公所定画，俾之遵守。又令各倉，皆置城隍神祠，以警其人之或怠惰而萌者。

宣德九年，江南又大旱，蘇州大發濟農之米以賑貸，而民不知飢。皆大喜，相率而詣况侯，請曰，朝廷矜念我民，輟左右大臣以撫我思。凡所以安養之術，蓋用心至矣。而又得我公協比以成之。往者歲豐，民猶有窘於衣食，迫於債負，不能保其妻子者。今遇凶歉，乃得安生業完骨。凡此天子之仁，巡撫大臣之惠，我公贊相之力也。今濟農倉誠善矣。然巡撫大臣，有時而還朝，我公亦有時而去。良法美意，懼其久而壞也。則民何頼焉。願刻石以示後人，俾善繼之，永勿壞。况侯然之，屬前史官郡人張洪，疏其始末。因医官盛文剛來北京，以書請予記。

予觀成周之制，県都皆有委積，以備凶年。隋唐社倉，蓋本諸此。我太祖高皇帝，嘗出楮幣，属天下耆老，俾積穀以濟民，又成周聖人之意也。歷歲浸久，其弊滋甚，至於無所質究，有司亦不之問。而豪右兼并之家，蓋無處無之，則天下之民，受其弊也多矣。豈独蘇州哉。

今蘇人得吾周公以沈毅宏達之姿，推行天子邇民之仁。况侯以開敏勤慎佐之，収其枉費，以施实惠，而民免於餒殍之患。豈非幸哉。後之君子，因其旧而維持之，使上之仁，被於無窮，而是邦永有頼焉，則豈特其民之幸。及二君之欲也。

故為之記，使刻置六県之倉，以告來者。若其為屋若干楹，所儲米若干石，典守者之名氏与其条約之詳，則列諸碑陰，而諸県皆載焉，使互有考也。独崇明県在海中，未及建置，遇歉歲，則長洲県倉，發米一万石往賑焉。其為惠亦徧矣。

今日見ることのできる「濟農倉記」は、この二・I・II・IIIの三編である。その中でも、この王直の手になるこの「長洲県濟農倉記」は、もっとも詳細な内容を持ち、先に提示した前著までの認識の有力な根拠となった資料である。

「長洲濟農倉記」には、本稿に収録した『周文襄公年譜』本のテキストの他、崇禎15(1642)年刊の『呉県志』（以下『崇禎呉県志』と略称）巻17・倉場に、王直「濟農倉記」が載せられている。その前文には、「知府况鍾徵是記，頒刻各県濟農倉。文雖同，宜備載」とある。『崇禎呉県志』所載の「濟農倉記」は、当然のことながら、文体・内容とも、『周文襄公年譜』本のそれと共通しているが、ただ、前者は後者に比べて全文の末尾の部分を中心にかなりの節略がある。

『周文襄公年譜』本の「長洲県濟農倉記」の中で、とりわけ貴重な部分は、「毎歲，春夏の交を以て之を散ず。下戸を先にし，中戸を次にす。」の箇所である。「長洲県濟農倉記」の中で「農饑」と表現されている春夏の端境期における糧食欠乏者や稅糧輸送時に事故で欠損を出した者や水利工事の際の糧食欠乏者など、「農民にして所を失う者」に対する米穀貸与の順序に

関するこうした具体的で明確な記述は、「濟農倉条約」を含む他の資料にはない。ただ、「濟農倉条約」の米穀貸与の項のように、とくに上戸・中戸・下戸などの戸のランクについての指定表現がないのは、実質的には下戸クラスのを多く含む農民家族に対して無差別に貸与する方式がとられていたことを示すものかもしれない。後述する三・四には、そうした貸与方式を示唆するものがあるからである。

王直(1379-1462)は江西吉安府泰和県の人、永楽2年の進士。洪熙・宣徳期を含む20余年の間翰林院にあった。周忱(1381-1453)は王直と同じ吉安府属の吉水県の人である⁽⁹⁾。

二-II 張洪の常熟県濟農倉記

『周文襄公年譜』

常熟縣濟農倉，在縣治北，明宣徳七年，巡撫侍郎周忱建廩百四十間。

張洪濟記曰⁽¹⁰⁾。

理財正辭，孔聖之心，見於易，預防患難，周公之志，形於詩。道雖極隆，亦必以財為養民之本。理財之道備，然後防患之慮周。故堯湯之世。水旱不能為凶荒也。

欽惟太祖高皇帝，臨御万方，修復古聖王之道，樂歲粒米狼戾，則斂而藏諸民間，凶歲民食不足，則發以賑之，行之既久，下民弗虞，名存實廢。聖天子万幾之暇，惕然念之，及於宣徳五年，分命六卿，巡撫天下郡縣。

爰是工部右侍郎廬陵周公，來旬來宣，以惠南国，歷巡江南諸郡，惟蘇松常之賦，比他郡相為倍蓰，壤地不過二千里，而京師百萬之衆，侍之以供物產，人力宜其竭矣。當春夏之交，農民之力吠畝，而饘粥不繼，未免出加倍之息，資之富人。富人与之若投餌，穀始登場，則勾取其子本，以僅存之余，供倍蓰之賦，不足，又舉而償之。是以常賦未充，甌釜已無烟矣。

公深悼之，達旦不寢，思所以援之之策。七年秋，會詔旨，以庫藏之儲平糶，及勸富人之粟，以待凶荒。公与蘇州府太守况公，同心同力，以全活窮民為己任，出庫儲糶米三万石，勸借富人九万石，撙節漕運浮費五万石，搜剔豪右侵占絕戶田租一十二万石，通二十九万石，分貯六県，每県置倉六十間，常熟貯米五万余石，增置倉四十間，共百間，總曰濟農倉。蓋以農為天下本，蘇松之農，又為京邑之本，知所在哉。

明年夏，江南大旱，民無食，輟耕待斃。公發濟農米賑之，困瘁者生氣，出死力，以挽桔槔，輒川沢之流，代為霖雨，枯槁者潤沢，焦卷者始芘矣。適遇海舶自諸蕃回，供費浩繁，庫藏赤立，公私洶洶，懼弗克供，公以濟農米廩食之，民不知費。辺海軍士乏食，公從容指画，饋餉相繼，軍民蘇息，宜少安矣。

公方竭心勞思，以當來歲之計，稽考民間所入之賦，去浮費三分之一，民受實惠，銘刻心骨，既而常賦充足，又取羨余。得精糧三十二万。蓋取豪右侵漁之資，非加賦也。又增置六県倉，獨常熟居三分之一，益倉廩四十間，通一百四十間，廉隅整飭，如矢之直，結構完固，如竹之密，風雨鳥鼠之害，遠不相及，工不告勞，民不知費。何其敏哉。

以公知人善任使，命常熟県主簿郭南專理賦稅，南亦感公知己，尽心力而為之，防慮周密，纖悉無遺。滌場之月⁽¹¹⁾，賦已告完。自洪武初至今，未之有也。倉廩既成，糧米充積，居人過客瞻望者，嘖嘖載路，既而曰，家有成法，尚欲傳之子孫，上有嘉謨，可不胎之於後。於是官吏耆民，糧長里胥，僉曰，天子恩詔，公敷布之，窮民之生，公全活之，無所論載，實為闕典。乃相率造於旧史氏之廬，請紀其實。

予按太公立九府圖法⁽¹²⁾，所以權輕重之宜，使農末相資，無甚貴甚賤之貨。而常平義倉，實托始於此，得聖人理財之遺意。今以濟農為名，則所重在農，農重則本固，本固則百度舉，常平義倉之制，亦行乎其中矣。且使農民知其為我而設，雖有旱乾水溢，有恃而不恐，誰敢放逸其心志，或有侮予者乎。有一事而兼衆美，此之謂也。詩云，君子所履，小人所視。言君子之所行，小人視以為法，信斯言也。則斯倉之建，其引而不替哉。

張洪は、蘇州府常熟県の人であり、洪武年間、すでに靖王府教授をつとめている。洪熙年間に翰林院に入り、宣徳5年に致仕している⁽¹³⁾。嘉靖18年(1539)刊『常熟県志』(以下『嘉靖常熟県志』とする)巻11・集文志にも、張洪の「濟農倉記」が載せられているが、ここに提示した『周文襄公年譜』のものとの間には、基本的には文字の異同があるだけである。

「常熟県濟農倉記」は、宣徳9年(1434)1月の周忱上奏と宣徳帝の裁可による濟農倉の正式設立に先立ち、周忱が、宣徳7年(1432)秋、災害用の備蓄準備の詔勅を契機に行った米穀蓄積及び濟農倉という名称をもつ倉庫の創設に至る過程について、蘇州府と常熟県の双方にまたがる数字を挙げて具体的に記している。また翌宣徳8年の江南デルタの大旱災に際し、濟農倉米の放出による救済措置を実施した周忱が、次年以降を展望し、税糧附加負担の改革を通じて崇明県を除く蘇州府下六県に濟農倉を改めて拡充する過程について、やはり蘇州府と常熟県との両者の数字を挙げて具体的に記している。これらの点に、「常熟県濟農倉記」の特徴がある。常熟県域に北接して置かれた濟農倉に関するこの張洪の記述は、崇明県を除く蘇州府の各県で、県を単位として一つずつ濟農倉が設立されていく状況を改めて確認させる。

二-III 胡儼の華亭・上海二県濟農倉記

『正徳松江府志』巻14・倉廩

* 正徳7年(1512)刊

華亭県預備濟農倉，在府西南，旧僊鶴觀基也。洪武初，於此建太平南倉，後改為中千戸所倉。宣徳壬子，巡撫侍郎周忱奏行平糶勸分之令，積其米於軍儲北倉，以備賑濟。正統戊午，革中所倉。辛酉，知府趙豫即其址建廩四十間，始定今名。先是分建預備倉四所於八保之葉謝・四十二保之金沢・七保之蓋家莊・三十五保之七宝鎮。至是俱廢。

濟農倉記

民者国之本，農所以養民也。昔厲山氏之子曰，農能殖穀，後世人名耕者為農，農本濟民。今

曰濟農，何也。民農一耳。食者民而耕者農。四民之業食者衆而耕者貧。耕者貧不有以濟之，則民何由得其養哉。為政者孰不欲濟農。然得其道者鮮。得其道而農獲其濟者，今吾於松江之為政者見之。

吳松所統，華亭・上海二県，其地不過二百里，而田賦百二十余万石，視他郡為特重。每歲春夏，農之貧者，必拳債而後能力作。幸而有秋，則先償私貸，然後及公賦。公私既輸，而農則貧矣。農貧復假貸，或鬻子女，或棄本業，日殫月削。貧至困，如火銷膏，不獲其所者，可勝言哉。

保定趙侯豫來為郡，深以為憂。適工部侍郎廬陵周公忱巡撫至郡，趙侯白其事。周公默識之。然郡無宿積，愛莫能施。宣德七年秋，東吳豐稔，會朝廷命下，平糶勸分以備賑卹。於是周公乃與趙侯協謀而力行之，得米六万石，分貯於華亭・上海，名其倉曰濟農。明年歲侵，松江饑民二十余万，計口者五十余万，乃尽發所儲以賑之，民乃獲濟。

周公復思廣為之備，乃下令瀕水六一場，凡輸賦者，民自發運，不入里胥之手，視旧所輸，減三之一。公又與趙侯謀曰，郡歲徵北京將帥祿俸，輒輸南京給之。計其所費，每米六斗致一石。彼能受於南京，獨不可受於此乎。若來此給之便，且以省費之米，儲濟農倉，農可無憂矣。趙侯曰善，非公莫能為也。公遂言於朝，而松江得省米十五万石，并以各場之贏及平糶所貯，凡二十一万余石。公曰，是不獨濟農，凡運輸有損負者，及築隄防而力役者，亦借給之，民不失所矣。

是冬朝京師以其事咨戶部。戶部以聞。如其請下松江，廣二県之倉以貯焉。其帳籍出內，則捃官之廉能與其民之賢者掌之，每春夏之交，施散以時，斂不踰歲。凡其條約，皆公所画，而蘇常二郡，制同於松。可謂勤恤民隱，經綸變通，與民宜之者也。

逾二年，郡又旱，大發農倉以賑貸，而民不知饑。乃相率詣趙侯，請曰，吾民往時歲豐猶窘衣食者，迫於債責也。今遇凶荒，得免饑阻，不至流殍，此實周公之惠，我公協贊之力也。苟得文字載之貞石，以伝世示後，則二公之良法美意，吾民永有賴焉。

趙侯於是屬翰林院編修郡人楊珙書寓，以耆民杜宗桓所述本末，請為之記。噫予昔以文事仕於其土，于今四十九年矣。於其父兄子弟，固不能忘情，而侍郎周公又余故人，重以趙侯之請，豈得無言也哉。

周官大司徒掌荒政，十有二。其曰，散利貸種也。洪範八政，綏之曰農，曰農厚生地。農倉之設，豈非貸種厚生之遺意乎。其與前代常平義倉，同一養民而尤切者也。故曰，積貯者天下之大命，而君子為政，以恤民為報國。二公之事，皆可書。予故史官也。用著其實，以告來者。

前史官・贊治少尹・国子祭酒・兼翰林侍講・嘉議大夫・太子賓客・致仕胡儼。賜進士出身・中憲大夫・行在詹事府少詹事・兼翰林院侍講學士・兼修国史王英書□・中憲大夫・行在大理寺少卿・邑人沈燦篆額。

文末に列挙されている官職に任じた胡儼は江西省南昌府の出身であり、洪熙元年（1425）に致仕し、正統8年（1443）83歳で没した。胡は若い頃、松江府華亭県学の教諭を務め熱心に子弟の教育に当たったことがある⁽¹⁴⁾。胡が「濟農倉記」をしたためたかかたる契機自体がこの「記」

の特徴の一つである。

周忱とともに松江府における済農倉設立を進めた松江府知趙豫の「記」作成への動きは、文中にこのように書かれている。「趙侯是に於いて翰林院編修にして郡人(松江府の人)楊珙に属し、書を寓して耆民杜宗桓述ぶる所の本来を以て、記と為さんことを請う。而うして侍郎周公(周忱)又余の故人なり。重ねるに趙侯の請を以てすれば、豈言無きを得んや」。ここで「耆民」とされる杜宗桓は、「巡撫侍郎周忱に上まつるの書」を周忱に差出して、松江府における官田税糧の削減を要請した人物であり、当時の松江府地域社会に共通する利害を代弁する読書人であったと目される(前著第一・二・三章)。こうした人物が済農倉設立の意義を認め、すでにその経緯を総括する文書をしたためているとすれば、それに基づいて書かれた胡儼のこの「記」には、地域社会の利害における済農倉の肯定的役割が反映されているといえる。

もとより、済農倉の肯定的役割が反映されているのは、胡儼の「記」のみでなく、王直・張洪の二つの「記」の場合も同様である。それは、済農倉設置の契機として、この地域の農民が直面していた糧食確保に起因する債務関係の存在形態が、三者三様の仕方ですぐれも生き生きと描かれているからである。王直・張洪の場合にも、胡儼における杜宗桓の「本末」と同様の材料が基礎にあったと考えられる。

なお、胡儼の「記」にも、宣徳7年から9年に至る松江府下の華亭・上海両県における済農倉設立の具体的過程が、その備蓄用米穀の蓄積の方途に留意しながら記されている。

三 南直隸巡撫周忱の上奏と蘇州府知府况鍾の伝記

三-I 周忱の上奏文

『周文襄公年譜』宣徳九年(1434)正月奏設蘇松常三府済農倉〔光緒十五年(1889)後序・校補『周文襄公年譜』注云。「蘇州府志引統文獻通考⁽¹⁵⁾、事在宣徳六年八月」。〕

奏略曰、蘇松常三府、所属田地雖饒、農民甚苦、觀其春耕夏耘、修築圩岸、疏濬河道、車水救苗之際、類皆乏食。又其秋糧起運遠倉、中途或有遭風失盜、以納欠、未免借貸於官豪之家、以償官賦。所貸之債、倍利以酬、及至秋穫、子粒全為債主所攘、未及輸稅、而餽糧已空、兼併之家日盛、農作之民日耗、不得已而棄其本業、以至膏腴之壤、漸至荒蕪、地利削而國賦虧矣。

比歲以來、累蒙朝廷行移、勸糴糧米、以備賑濟。緣因旱澇相仍、穀價翻貴、難於勸糴。臣於宣徳八年徵收秋糧之際、照依勅書事理、從長設法區画、將各府秋糧、置立水次倉囤、連加耗・船脚、一總徵收、并先奏准節省船脚耗米六十万石、見在各地水次囤貯。

今欲於三府所属県分、各設済農倉一所、収貯前項耗米、遇後青黃不接、車水救苗、人民缺食之際、支給賑濟、或有起運遠倉、中途遭風失盜、納欠還回者、亦於此米内給借倍納、秋成各令抵斗還官。若修築圩岸、疏濬河道、人夫乏食者、驗口支給食用、免致加倍拳債、以為兼併之利、如此則農民有所存濟、田野可闢、稅糧易完、深為民便。從之。

本上奏文においては、すでに、一・二で紹介した計4篇の同時代資料の示す済農倉の基本的特徴が簡潔に整理されている。たとえば、各県ごとに一箇所の済農倉を設置する方針が、「欲於三府所属県分、各設済農倉一所」と述べられているごとくである。注意しておきたいのは、周忱が、「比歳以来、累ばしば朝廷の行移を蒙るに、糧米を勸糶し、以て賑済に備えしめらる」と述べ、済農倉設置の契機の一つは、宣徳初年、周忱の南直隸巡撫として赴任した当初、明朝中央の指示していた穀物買入による災害救済用備蓄確保政策にあったことが改めて明らかになることである。

三-I 『明実録』の記事

『明実録』巻94・宣徳七年(1432)八月辛亥

置蘇州済農倉。蘇州田賦素重。其力耕者、皆貧民。每歳輸納、糧長・里胥、率厚取之。不免貸于富家。富家又数倍取利、而農益貧。

工部侍郎周忱巡撫直隸諸郡、兼督賦運、至蘇。有旨、命以官鈔平糶儲備、以備歳凶、得米二十九万石、分貯于属県、忱令各県于水次置場、別招人、総収発運。細民徑自輸米赴場、糧里長不得預。遂革多取之弊、民所費、視旧減三之一。

凡糧当運南京倉以備北京軍官月俸者、率每石加費六斗。忱奏請軍官月俸、就蘇州給之、而徵其加費米四十万石、悉儲于官。

通前所糶、六十九万石有奇、書諸籍而官掌之。凡糧遠運有失及負欠者、悉于此給借陪納、秋成抵数還官、而民免拳貸、多償之害。若民修圩岸・浚河道有乏食者、皆于此給之。定為条約以聞。

上然之。于是蘇州各県、皆置倉、名済農倉。惟崇明阻海未置。歳歉、則于長洲県倉、糶米一万石、往賑之。

本資料、すなわち正しくは宣徳帝統治期の記録である『宣宗実録』も、済農倉の特徴を簡潔に整理している。しかも、明朝中央の公式記録である。しかしながら、すでに見た他の同時代資料と対照するとき、年月日が不正確である。宣徳帝の死後になされた編集の過程で、宣徳7年段階で行われた官鈔による平糶と、同8年に行われた水次倉(あるいは水次倉場)の設置、北京軍官の俸米受領地点の変更とが、同一時点のものとされたのである。

三-III 况鍾の活動

『况太守集』(『明况太守竜岡公治蘇政績全集』巻2)「太守列伝編年」巻中

宣徳八年(1433)、協同周忱奏定済農倉之法。

蘇民由賦重、貧者輸官及耕作、多拳償於豪家、倍納其息、至以子女折償。公(况鍾…森)知其弊。是歳稍豊、朝命以官鈔平糶、復勸借富民粟、儲以待賑、得米三十万石、為済農倉本、然不足于給借也。

先是，永樂間，初建北京，運道艱遠，糧長率以一徵三，除正供及車船做費外，余羨尽私入其家，吏胥分潤。公与忱議奏立倉於水次，令納戶竟自送倉。又別立糧頭，以分糧長之勢，眼同収掌，互相覺察，而挾人運解，其収時得免三分之二，以其一之半，為軫運費，半以入濟農倉。

又，蘇民例運米七十余万於南京，給北軍月餉，每用五六斗致一石。忱商於公謂，彼能于南京受米，亦即可于蘇。既省運費，且寬民力。遂奏行之。所省米，並入濟農倉，除平糶外，復得六十余万石。

每值耕作時，給借貧民，各二石，秋成抵斗還官。凡運輸有欠失，或修濬河渠，有乏費者，亦許給借。民有失所者，賑之，定為規制，挾人典守，官為查察焉。

本稿で底本とした『況太守集』は京都大学文学部蔵の道光6年(1826)刊本であり、内閣文庫蔵の道光6年刊本、同じく内閣文庫蔵の乾隆29年(1764)刊本を参看しているが、いずれも清代の刊行になる。ここに挙げた「太守列伝編年」も保存されてきた同時代の記録をもとに後年編集され、この清刊の『況太守集』に収録されたものであるが、正史としての『明史』列伝などにはない、具体的かつ詳細な内容を持ち、独自の同時代資料を基礎にしていることをうかがわせる⁽¹⁰⁾。

本資料は、他の同時代の諸資料から裏付けられる濟農倉の備蓄形成の経緯を簡潔に提示し、かつ備蓄米穀からの貸与についてもその核心となる特徴を整理している。ただ、濟農倉設立を宣徳8年にかけている点は、周忱の正式上奏の時点をとる『周文襄公年譜』の9年正月とは異なるが、実質的には8年中に体制が整ったことが重視されたものであろう。『明実録』の7年8月説と同日に論じることとはできない。

本資料で注目されるのは、「耕作の時に値るごとに、貧民に給借すること、各おの二石、秋成に抵斗還官せしむ(斗に抵てて官に還せしむ)」の部分である。「貧民」は王直「濟農倉記」の「下戸」と相重なるが、一律に2石を貸与するという部分からすれば、貸与範囲が「下戸」に比べ、より広いという印象を受ける。それは、一つには、この部分が同時代に近い次の四一II『傍秋亭雜記』の記述と相即するからである。

四 正徳・嘉靖年間を中心として書かれた資料

四一 I 『正徳松江府志』巻14・倉廩・華亭県預備濟農倉条に対する編者顧清の按語

按文襄・安肅二公所以成立此倉，其難如此。八十年来，有備無患。仁人之為民利也博矣。近歲乃有倡為監守殃民之說，以便其私者，日月耗蠹，遂以蕩然。己巳・庚午之災(正徳4・5年。1509・1510)，流殍盈途，官司束手。方是時，得二公之所以殃民者，僅存一二，亦烏得至此。而世之苟利一時，欲輕變前人之法者，尤未已也。嗚呼其亦弗思也哉。

清又聞父老言，景泰間（1450－1456），官司賑濟，有多申而少給者。當時識者謂，此事從昔所未聞，自此人始。若有鬼神，此人必無後。已而果然。并志以為將來告。

『正徳松江府志』は天順4年（1460）に松江府華亭県で生まれ、弘治6年（1493）に進士となり、官歴を重ねてから致仕したにも関わらず、地域社会の共同利害に対して深い関心と造詣をもっていた顧清によって編纂された。また、先述のように、顧清は『周文襄公年譜』に増補・校訂を加え、嘉靖6年（1527）に自からの家塾で刊行している。その顧清の随筆が『傍秋亭雜記』である。従って、以下の四－II～Vも顧清の著作である⁽¹⁷⁾。

冒頭の文襄は周忱の諡⁽¹⁸⁾、安爾は趙豫の諡である⁽¹⁹⁾。濟農倉設立への動きの始期と終期とを宣徳7－9年（1432－1434）とすると、以後の「備有れば憂無き」80年とは、正徳7－9年（1512－14）となる。文中では正徳4－5年には、すでに濟農倉は機能していなかったとあり、嚴密には80年はもたなかったのであるが、顧清は松江府下ではかなり長期間生命を保ったと見ている。

四－II 顧清『傍秋亭雜記』卷上（景印『涵芬樓秘笈』第6冊）の濟農倉に関する記事

〔1〕

鄉父老間時多相聚，說前朝事。有陸璠者嘗言。周文襄公為侍郎巡撫十九年，為尚書巡撫又二年，百姓不知有凶荒，朝廷不知有缺乏。或問其故。曰。當時濟農倉米常數十萬，一遇水旱，便奏聞免糧。奏上，無不准。所免之數，即以濟農倉補完。所以民不知凶荒，朝廷不知有缺乏也。

問當何處得此米。曰。此有二項。一，奏改南京公侯祿米，於各府支閱。松江省下運耗十五萬石。其一，遵朝命勸借，得米六萬石，催糧里甲，運入濟農倉，賑濟補災之外，歲有寬余。此米之所以多也。

又曰。每歲臘月，徵糧畢，新正十五後，便有文書來，放糧曰，此是百姓納與朝廷余贖數，今還與百姓食用，種朝廷田，秋間又納朝廷稅也。即放米每戶率二石，不曾有一石。時雖云抵斗還官，其實多不取。先祖言，吾家嘗一次領黃豆六石，後升合不曾追也。

〔2〕

予幼時聞此，亦不知其曲折如何。後閱公年譜及胡祭酒儼濟農倉記，始得其詳。

故時公侯祿米，皆請於南京，各府運米南京者，每石加六斗。公請令其人赴各府就支，石與船賈米一斗，計所余，石該五斗，總得米十五萬石。又遵朝廷勸分之令，於秋糧帶徵，得米六萬石，歲積米共二十一萬石，賑濟補災，及糧運虧損，悉于此出。乃知所謂百姓不知凶荒，朝廷不知有缺乏者，誠不知也。

今文武祿米，折徵銀解京，已非旧法。以石六斗之米而用易銀七錢，所余似亦不少。況勸借六萬之數，每歲帶徵，未嘗少減於昔。則名雖沒，而實猶存也。又況得業蕩米，歲有增加，由六十文鈔而為米三升，由三升而為五升二合有六勺，至六升。召佃官租二斗者，為二斗九升，三斗者，

為三斗九升矣。則歲入所増，又不知当幾何也。而問之典守，率皆茫然不知有，知而不言有。

能稽見此數，歲積於倉，則近時君子，所以勞心焦思，朝慮夕画，使人承奉不暇，而實無分寸於民者，可一洗而空之。嗚呼，吾安得親見斯人哉。

〔3〕

濟農倉積米之多，近日士大夫皆不信。予累記二事明之。

成化戊戌歲（14年。1478），諸厰皆滿，余米無可処者也。七万石寄積於水次西倉。先君可閔侍郎，以老人選差監守，自戊戌至丁未（成化23年。1487），凡十年，始得放閑。蓋水積既多，挨陳放支，次第不及故也。此事予所目見。

嘉靖甲申（3年。1524），操江伍松月都憲巡歷至松，感旧賦詩，有米粟陳陳歲四億之句。予見而問之。曰，詩拳成數，其實三十七万幾千石。蓋公嘗以常州推府，承檄盤倉，見此。聞今空乏，故有此詩也。予所見，今四十有七年，日月頗遠。伍公盤粮，在弘治壬戌（15年。1502），方二十三年爾。此言如質伍公，亦弗信也。

松江府下における濟農倉の実態を生き生きと描いている資料である。〔1〕～〔3〕の分節は筆者による。〔1〕の部分では、「郷里の父老」の回想として、周忱の巡撫在任通算21年の間、濟農倉に常に「数十万石」の米穀が備蓄されていたこと。毎年正月十五日ののち、「朝廷の田を種やす」ところの「百姓」である各戸に2石ずつ米穀が貸与されたこと、返納の際には必ずしも請求がなく、多くの場合免除されていたことを伝える。ただ、問題も残る。正月過ぎは、私の支払いに消え、またたしかに旧暦の春に入っており、春の端境期は始まっている。しかしながら、もっとも糧食を必要とする投下労働量の大きい水稻栽培開始期にはなお遠い。この点である。当該の時期に濟農倉米を放出する意味を検討する必要がある。

〔2〕の部分では、濟農倉の備蓄の来源が記される。この来源については、〔1〕の部分にも相補的な記述がある。他の資料と異なる一つは、税糧輸送費の節約による備蓄造成について、この部分の税糧を、北京在住の武官（軍官）俸禄のみではなく、文官をも含めた「公侯の禄米」あるいは「文武の禄米」としている点である。また、いま一つは、明朝中央の指示による備蓄米用の富戸からの実質的追加徴収としての「勸借」「勸分」の総額や方法について具体的な記述がある点である。方法が、「秋糧に於いて帯徴す」とある点は、対象が必ずしも富戸のみでなかった可能性を示唆する。また、これら二つの措置が、顧清自身の在世時には、濟農倉の備蓄とは無関係の付加税と化していたことにも言及がある。

〔3〕の部分では、顧清在世時には、濟農倉にもはや往時のような備蓄米穀がなかったこと、しかしながら、成化14年－23年（1478－1487）、弘治15年（1502）までは相当量の備蓄が確認できたことを、自からの見聞や直接面会した官僚の発言をもとに述べられている。濟農倉が機能していた期間についての数少ない資料である。

周忱の一世代後を生き、その崇拜者でもあり、顕彰者でもあった顧清のこの随筆の記述に対

しては、それなりの資料批判が必要であろう。しかしながら、叙述のいずれもがきわめて具体的である点に、この資料のもつ力がある。

四-IV 『正徳松江府志』卷14・倉廩

義役倉，在濟農倉垣内，為厩十間，建置歲月同上。即宋人買田置莊，以供衙前重役之遺意。今法則視田稅多寡均敷，歲於秋成帶徵別貯。凡織造・軍需・馬役等費，於此支給⁽²⁰⁾。

水次倉二所，一在府東南五里官紹塘上，一在府西五里古浦塘之南，並宣徳八年，巡撫侍郎周忱建。先是於各鄉要會処置倉。分受民間委輸，以革鄉胥多取之弊。然統紀終不一，及而倉成，遂盡廢諸倉不用。凡府以東之稅，輸於南倉，以西者，輸於西倉，漕舟至就倉給發，公私兩利，至今無改。〔旧有西新倉，在府西北。洪武三十二年（1339）建，今廢。〕

四-V 『正徳松江府志』卷14・倉廩

上海縣預備濟農倉，在縣南二里。宣徳癸丑（8年。1433），巡撫侍郎周忱奏設。正統癸亥府通判潘俊・知縣張禎・縣丞蔣文凱建。旧所建長人・海隅・高昌鄉四預備倉，至是俱廢。〔高昌時有兩倉〕。

義役倉，在濟農倉垣内，宣徳乙卯，知縣方佐建。

水次倉二所，一与濟農倉鄰，一在縣西唐行鎮北，並宣徳八年，巡撫侍郎周忱建。旧有新倉，在縣南十六保，至是廢。

四-VI 『崇禎松江府志』（*）卷19・倉廩

* 崇禎4年（1631）刊

上海縣濟農倉（預備濟農倉 森），旧在水次倉北，宣徳六年，巡撫侍郎周忱奏請立倉貯糧，以備賑濟，名曰濟農倉。正統八年，知縣張禎奉部符重建。嘉靖三十二年，倭燬。四十二年，知縣黃文煒改造於城内海防庁東。

（中略）

黃文煒記略

江南之賦，甲天下。惟蘇松為最繁。蘇松之田稱為獨腴。惟上海為最瘠。率藉農力以耕之。農病則賦困之矣。故儲待以濟農者，所以植國之賦也。

上海故有濟農倉，去吳治二里許，宣徳六年（1431），為巡撫周文襄公奏建。正統間，前令張君禎，奉部符，更今名（預備濟農倉 森）。自倭夷難作，上海首蒙其禍，倉被火，遂鞠為瓦礫場。煒來吏上海，謀於衆曰。倉弗復建不可，因故地為之，又不可。乃請於巡撫都御史周公・御史陳公，建於城之西南隅隙地。凡故所存穀・民罰贖金所易穀・拳邑之議助穀，悉貯之於倉，將以求不失文襄公遺意也。遂為記。

倉凡若干楹・庁事若干楹，圍以墻垣若干丈，費取于均徭銀若干兩。經始于癸亥，落成于甲子。

四一VII 『崇禎松江府志』卷19・倉廩

青浦県太平倉，在北門外，即旧水次倉改造。

濟農倉，在北門内，積貯稻穀，以備賑恤。旧設斗級一名，專管出入。今奉文裁革，以佐貳官一員・県吏一名帶管。毎年奉例積穀六百石。

四一IVから四一VIIまでは、いずれも松江府下における濟農倉所在地を確認するための資料である。四一Vはそれと明記していないが華亭県，四一VI・四一VIIは上海県，及び兩県の一部を割いて嘉靖21年（1542）に設置されたが一時廃止され，万曆元年（1573）に改めて設置された青浦県についてのものである。

上海県の場合には四一VIによれば，濟農倉は，正徳年間に先立つある時点から「預備濟農倉」と呼ばれるようになっている。

濟農倉米穀の来源の一つに水次倉の余剰米があるが，四一IVと四一Vは，この水次倉の存在位置の確認に資するものである⁽²¹⁾。

四一VIII 『万曆武進県志』(*) 卷3・錢穀1・額賦

* 万曆33年（1605）刊

宣徳八年，巡撫侍郎周忱請立均徵加耗法。（中略）立濟農倉。

看得，蘇松常三府，土壤雖饒，民生甚困，耕耘灌救，修築疏濬，無有已時，類皆乏食。又其輻輸糧稅，或罹風盜之患，未免借貸貴豪，倍厚酬息，攘奪益急。兼并日盛，以致農民棄其本業，膏腴之壤，漸至荒蕪，地利削而國賦虧矣。

臣於宣徳八年，区画設立水次倉廩，連加耗水脚，尙總徵収，并先奏准節省耗米陸拾万石，見在各處囤貯。今欲於三府屬県，各設濟農倉壺所，収貯前米，偶後農民乏食，或運糧遭風失盜，俱於此給借賑濟賠納，秋成各令抵斗還官，免其倍息拳償，以資兼并。

本四一VIIIは，濟農倉の設置された蘇州・松江・常州の三府のうち，ほとんど関連資料の遺されていない常州府に関するものである。三一IIIの『況太守集』と同様，濟農倉の設立を宣徳8年としている。

四一IX 『嘉靖吳江県志』(*) 卷5・建置志3・公署

* 嘉靖37年（1558）刊

濟農倉在北門内。宣徳五年，巡撫侍郎周忱建廩屋五連，総七十二楹。正統十三年，又建官庁八楹，門井籩房皆備。景泰中大饑，尽發所積以賑民。其後莫有輸者，倉隨以廢。弘治五年，知県金洪，即其中一区，建察院。十一年，知県郭郛，即察院之東西，重建焉。廩屋総八十楹，官庁門垣皆備。

礼部主事楊循吉記。

進士広平郭侯郭，以弘治八年，奉命来宰吳江，一政令之建，苟利於民，必亟為之。於是事無遺算〔原文〕，而濟農倉之復，厥功尤偉焉。

倉在邑城北隅。宣德中，故巡撫工部侍郎文襄周公所設，以貯余米而賑於農者也。其法，稔則積，荒則散，若古常平，然与水次諸倉，遠隔三里，別而弗混。所以分正羨，示專獨，而清出納。先正為人之意甚遠，而不可忽也審矣。

景泰中，民大饑，乃始盡蠲所積，以哺民。厥後荐饑，莫有輸者。倉由是虛且廢，有司因撤而哇之，且建憲台焉。倉之不復，蓋四十年于茲矣。

侯至，首閱廩庾，考盈縮。而豐年適登，陳陳相襲，羨余之粟，或塞正廩而不得發。乃稽文襄之制，覽故倉之基，慨然以興修為己任，詢謀既同，則以白諸二府。而巡撫朱公・巡按王公，並許之。侯乃鳩材召工，命屬吏傅華・沈經輩，董其事。凡為廩八十楹，台之左右，各居其半，序事前之，門又前之。計其所貯，可容八万石。經始於十年孟冬，明年春二月，工已什八，而侯以守制去，不克視成。瀕行，屬教諭高君志来，徵予記。

昔文襄公之為倉也，蓋遍於六県，而吏部尚書王公實記之。予讀其文，而知建立之不易，後世良法，蔑以加也。然昔之哇者，必曰，一水次足矣，奚濟農為。遂使君子沢人之道，不旋踵而沮是。豈知益国惠下之道者哉。今侯復之，可謂得為政大体矣。敢詳書以記于茲石。

今西倉廩為私第。

周忱離任後の蘇州府吳江県における濟農倉の動向を示す資料である。景泰年間(1450-1456)までは機能を果たしていた同県の濟農倉が、15世紀後半の約40年間放置されたままになっており、弘治10年(1497)に、知県郭郭によって再建に着手、翌11年に完成した模様が記されている。楊循吉の記の末尾に、周忱在世時から、濟農倉への批判的見解が存在していたことも指摘されている。

四-X 『乾隆吳江県志』(*) 卷45・積貯・「復建濟農倉」記事

* 乾隆12年(1747)刊

〔弘治〕九年，知県郭郭復建濟農倉，以備米。〔本徐志。參楊循吉記。〕

猷集・知県金洪伝云。洪擲節用度，歲裁橫斂銀二十万兩，預積米至二十七万石。

楊循吉撰・郭郭重建濟農倉記云。侯至，首閱倉庾，陳陳相襲羨余之粟，或塞正廩而不得發。按洪以弘治四年知吳江，八年去。郭實繼之，則所謂羨余之粟，当即洪所預積者。当洪之時，濟農倉久圯，而弘治三年，稽州県預備倉所積多寡以為殿最之令方嚴，故其所積米，貯總収倉内，為預備倉儲蓄。至郭重建濟農倉，分其米貯焉，而濟農倉之法復行。

又按楊記言。郭所重建倉可容八万石，則當時分貯濟農倉，而總収倉尚存米十九万石，是預備濟農之法兼行也。

ここにいう「徐志」とは前掲四-IXの『嘉靖吳江県志』を、「楊循吉記」も四-IXの同じ見出しの記事を指す。ここで注目されるのは、弘治3年(1490)に、明朝が各県(県及び散州)

の預備倉の備蓄の量の多少を知県の勤務評定の基準としたために、呉江県でもその備蓄米穀を「総収倉」に貯積しており、済農倉が再建された時、「総収倉」の備蓄の一部を済農倉に移した、とされている点である。周忱の時代には機能を果たしていなかった預備倉がすでにこの時点までに復活し、災害時への備蓄の機能を果たすようになっていたのである。

むすびにかえて

済農倉についての資料の提示を主たる目的とした以上の作業を通じて、冒頭に列挙した筆者自身の従来の済農倉理解に不備のあることが明らかとなった。こうした諸点については本文の中で随時触れたが、以下にそのうちの主要なものを記して結びに代えたい。

第一は、済農倉の備蓄米穀の来源に関わるものである。

まず、その一つとしての「勸借」、あるいは「勸分」であるが、従来は、これを「富人」への醸出の勧告であり、済農倉の備蓄の初期の来源をなしたものとして理解していた。しかし、済農倉条約によれば、「勸借」は「年豊米賤之時」に限定されるとはいえ、済農倉米の恒常的な来源の一つであり、かつ「各里中の人戸」に対して一戸当たり1石割当てられるところの半強制的賦課としての側面をもつ。『傍秋亭雜記』によれば、「勸分」に際しては、「秋粮に帯徴せしむ」、すなわち税糧に附加して徴収されているともされる。これらの点を考えると、「勸借」は済農倉が官倉＝国家の倉であることを反映した重要な政策である。もとより、「勸借」については、「上戸」などの表現に見られるその対象となった階層指定、1戸当たりの徴収額、徴収の方法など、なお不分明な部分もあり、これらについてのより立ち入った検討が必要である。

北京在住の軍官の俸禄分として指定された税糧の交付地点を地元である蘇州・松江・常州府に変更することによって輸送費節約分を備蓄にまわした点については、「済農倉条約」以外の諸資料で確認された。『傍秋亭雜記』では軍官のみでなく、文武の公侯の俸禄とされている。また、税糧全般の附加部分としての加耗の割当方法を定率化し、水次倉の設立で徴収方法を一括化したことによって生みだされた余剰を備蓄へ振り向けた点については、「済農倉条約」以外の諸資料で改めて確認された。しかしながら、「済農倉条約」によって明らかとなった備蓄の来源に関する興味深い事実は、市場価格による米穀買い付けのために使用される官庫所蔵の貨幣としての鈔が「商税等の項の課鈔」であったこと、買い付けにはほかに官庫所蔵の貨幣相当の物品としての「盤点過せる庫蔵の布疋」、つまり検査済みの棉布も使用されていたこと、糧長・里長が軽罪を犯した時に支払う罰米も備蓄へとまわされたこと、これらの措置が恒常的なものとして「済農倉条約」上に規定されていることである。

済農倉は、確かに当時の江南デルタ官田地帯からの税糧徴収の危機に直面していた南直隸巡撫周忱による総合的な税糧徴収制度改革の一環としての側面をもつが、その備蓄は税糧制度固有の合理化のみから生み出されたのではなく、以上に見たように、備蓄自体を自己目的とする

さまざまな方法を動員して造成されている。また、これらの方法の中には、「勸借」のように、税糧徴収以外の半強制的な米穀徴収も含まれている。

第二は、済農倉の備蓄米穀物の貸与の対象についてである。前著では、貸与の対象とされた農民を、税糧を国家に納入する納糧戸のうち、「官豪の家」、「兼併の家」、「富家」などと称される大戸層の対極にある小戸層であるとした。小戸層の具体像については、王直の「済農倉記」の「下戸を先にして中戸を次にす」という部分に依拠していた。今回の作業を通じても王直の「済農倉記」のこの部分が貸与対象者について具体的に言及した数少ない資料であることは確認されたが、こうした具体的言及がない場合も含め、貸与対象者についてより幅広い理解が必要であることも明らかとなった。

すなわち、「済農倉条約」では、「青黄^{つな}接がらず、車水もて禾を救うの時、人民食を缺く」場合に米穀を貸与することが、独立した一項目を立てて、明確にうたわれ、遠距離の官倉への税糧輸送時に損失を出した者、及び水利工事に際しての糧食欠乏者への貸与もやはり一項目ずつを割いて明示されている。従来認識は裏付けられたわけであるが、しかし、「青黄^{つな}接がらざる」端境期の糧食欠乏者の項目についても、とくに国家の税糧・徭役賦課の際に用いられる「下戸」・「中戸」などの戸等の表現を用いた階層指定はなく、他の二項目の場合も同様である。さらに、里甲組織を通じて賦課されていた軍需用物資をはじめとするさまざまな貨幣・物品の無償提供の肩代わりや、「孤貧にして倚るなき」社会的弱者に対する救済も実施されているが、この場合にも、とくに階層指定はない。先述したように、「済農倉条約」にも、「勸借」の際には、「上戸」を特定した言及があり、王直は、上述のように、端境期の貸与の対象を「下戸」「中戸」と明言しているが、関連資料の中でこのように階層を指定しない場合が見られることも確かである。

このことと併せて留意したいのは、『況太守集』所収の「太守列伝」では、「耕作の時に」、「貧民に給借すること、各おの二石」となっており、「貧民」一般に2石を一律貸与したとされていることである。『傍秋亭雜記』では、“正月十五日過ぎになると、朝廷の田を種やす百姓に対し、戸毎に二石が貸与されていた”旨が語られている。これらの資料の示すところが、済農倉の運用の実際に近いとすれば、貸与対象者は、各県下の大半の農民家族となる。また、常に耕作の開始期、あるいは正月15日過ぎに一律に済農倉米2石を貸与することが慣行化されていたとすれば、端境期の糧食欠乏者が必ずしも厳密に審査されたわけではなく、一種の生活補助として、いわば無差別に貸与されていたことになる。『傍秋亭雜記』で同時に「時に斗に抵てて還官せしむと云うと雖も、其实多くは取らず」とされていることからすれば、一種の“ばらまき”が行われていたともいえる。

済農倉の備蓄米穀の貸与も、その実施の時間的経過の中では、個々の農民家族の経営の具体的な再生産の循環に相即したところのきめ細かい経済的援助というよりは、江南デルタの官田地帯の納糧戸から安定的に税糧を徴収し続けるために行われた税糧の一部分の還元、いわば一

種の政治的措置としての色彩を強めたのではないかと考えられる。一方で官田税糧徴収固有の問題について周忱に上言し、他方で済農倉についての周忱の政策を顕彰する文章を書いた松江府華亭県人杜宗桓のような存在は、地域社会の側からこうした措置の必要性を察知していたのであろう。

第三は済農倉の通時的位置付けについてである。すでに四—VI、四—Xで触れたように、15世紀の末年頃には、済農倉もなお存続しているが、松江府上海県、蘇州府呉江県等の例を通じて見る限り、各県の救済倉庫としては、預備倉の比重が高くなっている。

星斌夫は、その預備倉研究の中で、済農倉についても、的確な位置付けを行っている⁽²²⁾。星によれば、明代の預備倉は、米価調節と救荒のための施設として、洪武21年(1388)から同25年頃までに全国主要地方に設置されたが、洪武末年以来、その運営に大きな役割を果たしてきた耆民の私的営利行為を契機として衰退し、永楽年間(1403—1424)には全く形骸化して、賑恤は、預備倉の名を冠しない府・州・県の一般の倉庫によって行なわれるようになった。宣徳年間(1426—1435)から復興の機運が萌し、正統5年(1440)以来、本格的に復興した。この際、洪武年間に備蓄穀物の購入と貸与に当たっていた耆民・老人の権限を縮小し、州県官の預備倉に対する管理を強化した。星は、本稿三—IIの『明実録』などの資料⁽²³⁾に依拠しながら、三府に設置された済農倉の機能は、「預備倉の機能よりも広汎に亘り、預備倉復興の先駆をなした。」としている。

救荒や荒政は災害・飢饉に対する中国固有の国家行政による救済措置の総称であるが、その一環をなす施設として明代の救済倉庫である預備倉・済農倉を位置付けるならば、星の指摘は正鵠を射ているといえよう。とりわけ、「済農倉条約」で見た管理運営における地方官府の関与の強さは、済農倉と復興期預備倉との重要な共通点であり、清代へと続く救済倉庫の管理方式の特徴を示すものであろう。これが事柄の一つの側面である。

ただ、預備倉の機能は、正統5年、明朝英宗が、「但し飢荒に遇い、百姓艱窘すれば、即便に賑貸せん。」と述べているように、復興期にあたっては、不時の災害救済に限定されている。これに比べ、済農倉の機能は、星のいうように広汎に亘る。この点で両者には顕著な相違がある。上で述べたように、済農倉を周忱による税糧徴収制度改革の枠組からのみ把握する前著までの筆者の視角は再検討を要するが、済農倉には15世紀前半期の明朝の江南デルタ官田地帯統治の一環としての性格、固有の共時的性格が拭い難く存在する。

一から四に至る資料の個別的紹介の中で言及した問題はなお残っているが、その検討は、周忱が南直隸巡撫であった宣徳・正統期の江南デルタを、改めて通時的・共時的に考察し、当代の雰囲気を取り出す機会に委ねたい。

注

- (1) 『名古屋大学文学部研究論集』38。1965年。
- (2) 東洋史研究叢刊42。同朋舎出版。1988年。以下、前著と略称。
- (3) 『周文襄公年譜』については、前著・第三章末の付記「周忱の年譜・文集及び『況太守集』に関する覚書」を参照。
- (4) 星斌夫「預備倉の復興について」(『文化』17-6, 1953年)。
和田清編『明史食貨志訳註』(東洋文庫, 1957年)上巻・倉庫の星斌夫による訳注部分。
- (5) 清水泰次「預備倉と済農倉」(『東亜経済研究』6-4, 1922年)。
- (6) 戸田裕司「救荒・荒政研究と宋代在地社会への視角」(『歴史の理論と教育』84, 1992年)。
- (7) 遅錯は、『明律国字解』(内田智雄・日原利国校訂本。創文社。1966年)吏律・職制「如有遅錯, 依律論罪」における荻生徂徠の説明では、「遅は遅々するなり, 錯はとりちがえなり」とある。
- (8) この時代の江南デルタ諸府におけるこうした負担については、蘇州府の場合について前著第三章・第二節「国家による納糧戸からの諸收取」, 同附篇二「十五世紀前半蘇州府における徭役労働制の改革」を参照。
- (9) 王直については、『国朝献徴録』巻24・吏部尚書致仕贈太保諡文端王公直神道碑銘、『明史』巻169による。
- (10) ここには「張洪済記」とあるが、後述の張洪の伝記によっても、張洪に「済」なる字・号はなく、「済記」は「済農倉記」の脱誤とみなされる。
- (11) 滌場は十月の意。
- (12) 九府園法の九府は周代に財貨を管理した九つの官署を指す。九府園法は財貨を流通させる方法。
- (13) 張洪については、『国朝献徴録』巻21・翰林院修撰張公洪伝による。
- (14) 胡儼については、『国朝献徴録』巻12・直内閣国子監祭酒兼翰林院侍講胡公儼伝による。
- (15) ここにいう蘇州府志とは、康熙32年(1693)刊の『蘇州府志』であると思われるが、それ以前に出された明の王圻『続文献通考』においても、それ以後に出された清の『欽定続文献通考』においても、この上奏文に見合う文章を見出すことができなかった。
- (16) 『況太守集』については、前著・第三章末の付記「周忱の年譜・文集及び『況太守集』に関する覚書」にやや立ち入って述べた。
- (17) 顧清については、何良俊『四友齋叢説』巻17・史3、『明史』巻184の本伝、及び前著第四章第二節を参照。
- (18) 周忱の伝記資料としては、もとより先にしばしば触れた『周文襄公年譜』がもっとも詳しい。本伝は『明史』巻153にある。
- (19) 趙豫の伝には、『国朝献徴録』巻83「松江府知府安肅趙公豫伝」、『明史』巻281の本伝がある。
- (20) 義役倉の詳細については、前著・附篇二「十五世紀前半蘇州府における徭役労働制の改革」を参照。
- (21) 水次倉については、前著・第三章・第五節・VI「税糧の徴収・発送及びその管理用倉庫の設立—水次倉の設置—」を参照。
- (22) 星の預備倉研究については注(4)参照。
- (23) 『明史紀事本末』正統五年七月辛丑における「遣官修備荒之政」に始まる条。星斌夫「預備倉の復興について」(前掲)で引用されている。後述の英宗の発言の出典も同じ。

